

変更情報のお知らせ

このたびは、弊社書籍をお買い上げいただき、誠に有難うございます。平成 23 年度法案確定に伴い、6 月末時点の変更箇所の情報をまとめました。

学習の際は、内容を読み替えてご活用ください。

ページ	変更内容																																																																																	
	【変更前】	【変更後】																																																																																
p. 13	(注) 有り	(注) が削除されます																																																																																
p. 43 下表	■自己資金による場合の税額控除制度 耐震改修工事の最大控除額： 600 万円	■自己資金による場合の税額控除制度 耐震改修工事の最大控除額： <u>20 万円</u>																																																																																
p. 96 下から 4 行目、 二文目	また、これが本来の法人の課税所得と通算されることとなり、法人税等の税率を 35% と仮定すれば、今後 20,000 万円×35%=7,000 万円の法人税等の節税ができることとなります。	また、これが本来の法人の課税所得と通算されることとなり、法人税等の税率を <u>40%</u> と仮定すれば、今後 20,000 万円× <u>40%</u> = <u>8,000 万円</u> の法人税等の節税ができることとなります。																																																																																
p. 131	2 相続税の基礎控除額 相続税の基礎控除額は 3,000 万円+600 万円×法定相続人の数 です。 [例] 法定相続人 3 人の場合 相続税の基礎控除額 =3,000 万円+600 万円×3 人=4,800 万円 この場合には、相続財産が 4,800 万円を超えなければ相続税は生じないこととなります。 3 相続税の税率 税率は、課税財産の額に応じ、10%から 55%までの 8 段階の超過累進税率（財産が増えると、増えた分について段々と税率が高くなる）とされています。 <table border="1" data-bbox="192 1155 692 1439"> <thead> <tr> <th>課税財産の額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 万円以下の部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超 1 億円以下の部分</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 2 億円以下の部分</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2 億円超 3 億円以下の部分</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>3 億円超 6 億円以下の部分</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>6 億円超の部分</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> ■相続税の速算表 <table border="1" data-bbox="192 1503 692 1787"> <thead> <tr> <th>課税財産の額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>10%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下</td> <td>15%</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>20%</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超 1 億円以下</td> <td>30%</td> <td>700 万円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 2 億円以下</td> <td>40%</td> <td>1,700 万円</td> </tr> <tr> <td>2 億円超 3 億円以下</td> <td>45%</td> <td>2,700 万円</td> </tr> <tr> <td>3 億円超 6 億円以下</td> <td>50%</td> <td>4,200 万円</td> </tr> <tr> <td>6 億円超</td> <td>55%</td> <td>7,200 万円</td> </tr> </tbody> </table> ●相続税額＝課税財産の額×税率－控除額	課税財産の額	税率	1,000 万円以下の部分	10%	1,000 万円超 3,000 万円以下の部分	15%	3,000 万円超 5,000 万円以下の部分	20%	5,000 万円超 1 億円以下の部分	30%	1 億円超 2 億円以下の部分	40%	2 億円超 3 億円以下の部分	45%	3 億円超 6 億円以下の部分	50%	6 億円超の部分	55%	課税財産の額	税率	控除額	1,000 万円以下	10%	0	1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円	3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円	5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円	2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円	3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円	6 億円超	55%	7,200 万円	2 相続税の基礎控除額 相続税の基礎控除額は <u>5,000 万円+1,000 万円</u> ×法定相続人の数 です。 [例] 法定相続人 3 人の場合 相続税の基礎控除額 = <u>5,000 万円+1,000 万円</u> ×3 人= <u>8,000 万円</u> この場合には、相続財産が 4,800 万円を超えなければ相続税は生じないこととなります。 3 相続税の税率 税率は、課税財産の額に応じ、10%から 55%までの <u>6 段階の超過累進税率</u> （財産が増えると、増えた分について段々と税率が高くなる）とされています。 <table border="1" data-bbox="738 1120 1221 1371"> <thead> <tr> <th>課税財産の額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 万円以下の部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超 1 億円以下の部分</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td><u>1 億円超 3 億円以下の部分</u></td> <td><u>40%</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 億円超の部分</u></td> <td><u>50%</u></td> </tr> </tbody> </table> ■相続税の速算表 <table border="1" data-bbox="738 1439 1255 1661"> <thead> <tr> <th>課税財産の額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>10%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下</td> <td>15%</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>20%</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超 1 億円以下</td> <td>30%</td> <td>700 万円</td> </tr> <tr> <td><u>1 億円超 3 億円以下</u></td> <td><u>40%</u></td> <td><u>1,700 万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 億円超</u></td> <td><u>50%</u></td> <td><u>4,700 万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	課税財産の額	税率	1,000 万円以下の部分	10%	1,000 万円超 3,000 万円以下の部分	15%	3,000 万円超 5,000 万円以下の部分	20%	5,000 万円超 1 億円以下の部分	30%	<u>1 億円超 3 億円以下の部分</u>	<u>40%</u>	<u>3 億円超の部分</u>	<u>50%</u>	課税財産の額	税率	控除額	1,000 万円以下	10%	0	1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円	3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円	5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	<u>1 億円超 3 億円以下</u>	<u>40%</u>	<u>1,700 万円</u>	<u>3 億円超</u>	<u>50%</u>	<u>4,700 万円</u>
課税財産の額	税率																																																																																	
1,000 万円以下の部分	10%																																																																																	
1,000 万円超 3,000 万円以下の部分	15%																																																																																	
3,000 万円超 5,000 万円以下の部分	20%																																																																																	
5,000 万円超 1 億円以下の部分	30%																																																																																	
1 億円超 2 億円以下の部分	40%																																																																																	
2 億円超 3 億円以下の部分	45%																																																																																	
3 億円超 6 億円以下の部分	50%																																																																																	
6 億円超の部分	55%																																																																																	
課税財産の額	税率	控除額																																																																																
1,000 万円以下	10%	0																																																																																
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円																																																																																
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円																																																																																
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円																																																																																
1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円																																																																																
2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円																																																																																
3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円																																																																																
6 億円超	55%	7,200 万円																																																																																
課税財産の額	税率																																																																																	
1,000 万円以下の部分	10%																																																																																	
1,000 万円超 3,000 万円以下の部分	15%																																																																																	
3,000 万円超 5,000 万円以下の部分	20%																																																																																	
5,000 万円超 1 億円以下の部分	30%																																																																																	
<u>1 億円超 3 億円以下の部分</u>	<u>40%</u>																																																																																	
<u>3 億円超の部分</u>	<u>50%</u>																																																																																	
課税財産の額	税率	控除額																																																																																
1,000 万円以下	10%	0																																																																																
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円																																																																																
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円																																																																																
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円																																																																																
<u>1 億円超 3 億円以下</u>	<u>40%</u>	<u>1,700 万円</u>																																																																																
<u>3 億円超</u>	<u>50%</u>	<u>4,700 万円</u>																																																																																

ページ	【変更前】	【変更後】																																																																																																												
p. 132 9行～ 12行目	たとえば、相続人1人あたりの課税財産が6億円を超える部分については55%の税率になりますので、その部分について評価減などにより課税財産が減れば、減った課税財産額の55%相当の相続税が減ることになります。	たとえば、相続人1人あたりの課税財産が6億円を超える部分については50%の税率になりますので、その部分について評価減などにより課税財産が減れば、減った課税財産額の50%相当の相続税が減ることになります。																																																																																																												
p. 133	<p>3 贈与税の税率</p> <p>税率は次の区分に応じて、それぞれ10%から55%までの8段階の超過累進税率とされています。</p> <p>①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="193 585 701 909"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 400万円以下の部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下の部分</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,000万円以下の部分</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1,500万円以下の部分</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円超 3,000万円以下の部分</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超 4,500万円以下の部分</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>4,500万円超の部分</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除後の課税価格	税率	200万円以下の部分	10%	200万円超 400万円以下の部分	15%	400万円超 600万円以下の部分	20%	600万円超 1,000万円以下の部分	30%	1,000万円超 1,500万円以下の部分	40%	1,500万円超 3,000万円以下の部分	45%	3,000万円超 4,500万円以下の部分	50%	4,500万円超の部分	55%	<p>3 贈与税の税率</p> <p>税率は、10%から50%までの6段階の超過累進税率とされています。</p> <table border="1" data-bbox="738 517 1256 794"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下の部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下の部分</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下の部分</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,000万円以下の部分</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超の部分</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除後の課税価格	税率	200万円以下の部分	10%	200万円超 300万円以下の部分	15%	300万円超 400万円以下の部分	20%	400万円超 600万円以下の部分	30%	600万円超 1,000万円以下の部分	40%	1,000万円超の部分	50%																																																																												
基礎控除後の課税価格	税率																																																																																																													
200万円以下の部分	10%																																																																																																													
200万円超 400万円以下の部分	15%																																																																																																													
400万円超 600万円以下の部分	20%																																																																																																													
600万円超 1,000万円以下の部分	30%																																																																																																													
1,000万円超 1,500万円以下の部分	40%																																																																																																													
1,500万円超 3,000万円以下の部分	45%																																																																																																													
3,000万円超 4,500万円以下の部分	50%																																																																																																													
4,500万円超の部分	55%																																																																																																													
基礎控除後の課税価格	税率																																																																																																													
200万円以下の部分	10%																																																																																																													
200万円超 300万円以下の部分	15%																																																																																																													
300万円超 400万円以下の部分	20%																																																																																																													
400万円超 600万円以下の部分	30%																																																																																																													
600万円超 1,000万円以下の部分	40%																																																																																																													
1,000万円超の部分	50%																																																																																																													
p. 134	<p>■贈与税の速算表</p> <table border="1" data-bbox="193 1000 701 1325"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>200万円超 400万円以下</td> <td>15%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>20%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,000万円以下</td> <td>30%</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1,500万円以下</td> <td>40%</td> <td>190万円</td> </tr> <tr> <td>1,500万円超 3,000万円以下</td> <td>45%</td> <td>265万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超 4,500万円以下</td> <td>50%</td> <td>415万円</td> </tr> <tr> <td>4,500万円超</td> <td>55%</td> <td>640万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●贈与税額＝基礎控除後の課税価格×税率－控除額</p> <p>■贈与税額の例</p> <table border="1" data-bbox="193 1450 701 1818"> <thead> <tr> <th>贈与額 (A)</th> <th>贈与税額 (B)</th> <th>実効税率 (B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>9万円</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>19万円</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>500万円</td> <td>48.5万円</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>800万円</td> <td>117万円</td> <td>14.6%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>177万円</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td>366万円</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円</td> <td>585.5万円</td> <td>29.3%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>1,035.5万円</td> <td>34.5%</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除後の課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	0	200万円超 400万円以下	15%	10万円	400万円超 600万円以下	20%	30万円	600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円	4,500万円超	55%	640万円	贈与額 (A)	贈与税額 (B)	実効税率 (B/A)	100万円	0	0.0%	200万円	9万円	4.5%	300万円	19万円	6.3%	500万円	48.5万円	9.7%	800万円	117万円	14.6%	1,000万円	177万円	17.7%	1,500万円	366万円	24.4%	2,000万円	585.5万円	29.3%	3,000万円	1,035.5万円	34.5%	<p>■贈与税の速算表</p> <table border="1" data-bbox="738 1000 1291 1290"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>15%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>20%</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>30%</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,000万円以下</td> <td>40%</td> <td>125万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>50%</td> <td>225万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●贈与税額＝基礎控除後の課税価格×税率－控除額</p> <p>■贈与税額の例</p> <table border="1" data-bbox="738 1416 1277 1798"> <thead> <tr> <th>贈与額 (A)</th> <th>贈与税額 (B)</th> <th>実効税率 (B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>9万円</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>19万円</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>500万円</td> <td>53万円</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>800万円</td> <td>151万円</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>231万円</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td>470万円</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円</td> <td>720万円</td> <td>36.0%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>1,220万円</td> <td>40.7%</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除後の課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	0	200万円超 300万円以下	15%	10万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円超	50%	225万円	贈与額 (A)	贈与税額 (B)	実効税率 (B/A)	100万円	0	0.0%	200万円	9万円	4.5%	300万円	19万円	6.3%	500万円	53万円	10.6%	800万円	151万円	18.9%	1,000万円	231万円	23.1%	1,500万円	470万円	31.3%	2,000万円	720万円	36.0%	3,000万円	1,220万円	40.7%
基礎控除後の課税価格	税率	控除額																																																																																																												
200万円以下	10%	0																																																																																																												
200万円超 400万円以下	15%	10万円																																																																																																												
400万円超 600万円以下	20%	30万円																																																																																																												
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円																																																																																																												
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円																																																																																																												
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円																																																																																																												
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円																																																																																																												
4,500万円超	55%	640万円																																																																																																												
贈与額 (A)	贈与税額 (B)	実効税率 (B/A)																																																																																																												
100万円	0	0.0%																																																																																																												
200万円	9万円	4.5%																																																																																																												
300万円	19万円	6.3%																																																																																																												
500万円	48.5万円	9.7%																																																																																																												
800万円	117万円	14.6%																																																																																																												
1,000万円	177万円	17.7%																																																																																																												
1,500万円	366万円	24.4%																																																																																																												
2,000万円	585.5万円	29.3%																																																																																																												
3,000万円	1,035.5万円	34.5%																																																																																																												
基礎控除後の課税価格	税率	控除額																																																																																																												
200万円以下	10%	0																																																																																																												
200万円超 300万円以下	15%	10万円																																																																																																												
300万円超 400万円以下	20%	25万円																																																																																																												
400万円超 600万円以下	30%	65万円																																																																																																												
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円																																																																																																												
1,000万円超	50%	225万円																																																																																																												
贈与額 (A)	贈与税額 (B)	実効税率 (B/A)																																																																																																												
100万円	0	0.0%																																																																																																												
200万円	9万円	4.5%																																																																																																												
300万円	19万円	6.3%																																																																																																												
500万円	53万円	10.6%																																																																																																												
800万円	151万円	18.9%																																																																																																												
1,000万円	231万円	23.1%																																																																																																												
1,500万円	470万円	31.3%																																																																																																												
2,000万円	720万円	36.0%																																																																																																												
3,000万円	1,220万円	40.7%																																																																																																												

ページ	【変更前】	【変更後】																																													
p. 135	<p>②前記①以外の贈与の場合</p> <table border="1" data-bbox="193 195 694 575"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下の部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下の部分</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下の部分</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,000万円以下の部分</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1,500万円以下の部分</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円超 3,000万円以下の部分</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超の部分</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■贈与税の速算表</p> <table border="1" data-bbox="193 633 705 1000"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>15%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>20%</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>30%</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,000万円以下</td> <td>40%</td> <td>125万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1,500万円以下</td> <td>45%</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>1,500万円超 3,000万円以下</td> <td>50%</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>55%</td> <td>400万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●贈与税額＝基礎控除後の課税価格×税率－控除額</p>	基礎控除後の課税価格	税率	200万円以下の部分	10%	200万円超 300万円以下の部分	15%	300万円超 400万円以下の部分	20%	400万円超 600万円以下の部分	30%	600万円超 1,000万円以下の部分	40%	1,000万円超 1,500万円以下の部分	45%	1,500万円超 3,000万円以下の部分	50%	3,000万円超の部分	55%	基礎控除後の課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	0	200万円超 300万円以下	15%	10万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円超	55%	400万円	<p>ページごと削除されます</p>
基礎控除後の課税価格	税率																																														
200万円以下の部分	10%																																														
200万円超 300万円以下の部分	15%																																														
300万円超 400万円以下の部分	20%																																														
400万円超 600万円以下の部分	30%																																														
600万円超 1,000万円以下の部分	40%																																														
1,000万円超 1,500万円以下の部分	45%																																														
1,500万円超 3,000万円以下の部分	50%																																														
3,000万円超の部分	55%																																														
基礎控除後の課税価格	税率	控除額																																													
200万円以下	10%	0																																													
200万円超 300万円以下	15%	10万円																																													
300万円超 400万円以下	20%	25万円																																													
400万円超 600万円以下	30%	65万円																																													
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円																																													
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円																																													
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円																																													
3,000万円超	55%	400万円																																													
p. 139	<p>相続時精算課税のしくみ 適用対象者 贈与者 ⇒ 受贈者 60歳以上の親 ・20歳以上の子である推定相続人 または祖父母 (代襲相続人を含む) ・20歳以上の孫</p>	<p>相続時精算課税のしくみ 適用対象者 贈与者 ⇒ 受贈者 <u>65歳以上の親</u> ・<u>20歳以上の子である推定相続人</u> (代襲相続人を含む)</p>																																													
p. 142	<p>相続時精算課税による住宅取得資金贈与のしくみ 適用対象者 贈与者 ⇒ 受贈者 親または祖父 ・20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む) 母(年齢制限なし) ・20歳以上の孫</p>	<p>相続時精算課税による住宅取得資金贈与のしくみ 適用対象者 贈与者 ⇒ 受贈者 <u>親(年齢制限なし)</u> <u>20歳以上の子である推定相続人</u> (代襲相続人を含む)</p>																																													
p. 154 下から 7行～ 2行目	<p>一般の贈与であれば、今回の贈与税は、 (2,800万円－110万円) × 45% － 265万円 ＝945.5万円 になります(実効税率：945.5万円／2,800万円 ＝33.8%)。相続開始前3年以内の贈与は、生前 贈与とされ、相続財産に加算されますが、贈与時 から3年経過すれば、相続財産から切り離すこと が可能になります。</p>	<p>一般の贈与であれば、今回の贈与税は、 (2,800万円－110万円) × 50% － 225万円 ＝1,120万円 になります(実効税率：1,120万円／2,800万円＝ 40%)。相続開始前3年以内の贈与は、生前贈与とさ れ、相続財産に加算されますが、贈与時から3年経 過すれば、相続財産から切り離すことが可能になり ます。</p>																																													

ページ	【変更前】	【変更後】
p. 159 下から 11行	<p>1 生命保険金の課税</p> <p>本人が保険料を負担した生命保険金は「<u>みなし相続財産</u>」として相続税の対象になりますが、この生命保険金については「<u>500万円×法定相続人のうち未成年者、障害者または同一生計の者の数</u>」の金額が非課税になります。たとえば、生命保険金が5,000万円、同一生計の法定相続人が4人であれば、2,000万円（500万円×4人）が非課税になりますから、現金で5,000万円を受け取っても課税されるのはそのうち3,000万円についてのみ、ということになります。</p>	<p>1 生命保険金の課税</p> <p>本人が保険料を負担した生命保険金は「<u>みなし相続財産</u>」として相続税の対象になりますが、この生命保険金については「<u>500万円×法定相続人の数</u>」の金額が非課税になります。たとえば、生命保険金が5,000万円、<u>法定相続人が4人</u>であれば、2,000万円（500万円×4人）が非課税になりますから、現金で5,000万円を受け取っても課税されるのはそのうち3,000万円についてのみ、ということになります。</p>
p. 179 下から 3行	<p>①相続税の基礎控除額が増える</p> <p>相続税の基礎控除額は、<u>3,000万円+600万円×法定相続人の数</u>ですから、孫を養子にすることにより法定相続人が1人増え、基礎控除額（相続税の非課税枠）が<u>600万円</u>増えます。</p>	<p>①相続税の基礎控除額が増える</p> <p>相続税の基礎控除額は、<u>5,000万円+1,000万円×法定相続人の数</u>ですから、孫を養子にすることにより法定相続人が1人増え、基礎控除額（相続税の非課税枠）が<u>1,000万円</u>増えます。</p>
p. 180 上から 10行	<p>③死亡退職金の非課税枠が増え、生命保険金の非課税枠も増える可能性がある</p> <p>死亡退職金については、<u>500万円×法定相続人の数</u>の金額が、生命保険金については、<u>500万円×法定相続人のうち未成年者、障害者または被相続人と同一生計であった者の数</u>の金額が非課税になります。</p> <p>つまり、孫と養子縁組をして相続人が増えることで死亡退職金の非課税枠が500万円増え、その孫が相続開始時に未成年者、障害者または同一生計であれば、生命保険金の非課税枠も500万円増えることになります。</p>	<p>③死亡退職金の非課税枠が増え、生命保険金の非課税枠も増える可能性がある</p> <p><u>生命保険金・死亡退職金については、500万円×法定相続人の数の金額が非課税になります。</u></p> <p><u>つまり、孫と養子縁組をして相続人が増えることで死亡退職金の非課税枠が500万円増え、生命保険金の非課税枠も500万円増えることになります。</u></p>